

原議保存期間5年  
(令和13年3月31日まで)

警視庁刑事部長 殿  
各道府県警察(方面)本部長  
(参考送付先)  
科学警察研究所総務部長

警察庁丁鑑発第2220号  
令和7年9月8日  
警察庁刑事局犯罪鑑識官

鑑定における不正を防止するための対策について(通達)

先般、某県の科学捜査研究所において、鑑定資料の検査を実施していないにもかかわらず、検査の実施を装ったワークシート等を作成するなどした事案が発生した。

鑑定は、客観的証拠を重視する捜査を支える根幹をなすものとして極めて重要な役割を果たしており、鑑定の適正性を確保するためには、鑑定結果が適正であることはもとより、鑑定の受託から鑑定書を作成するまでの一連の過程も、定められた手順に従ったものでなければならない。この度の事案は、科学捜査研究所において実施される全ての鑑定に対する信頼を揺るがすことになりかねないものであり、誠に遺憾である。

各位にあっては、科学捜査研究所において実施する鑑定について、その適正性について疑念を抱かれることのないよう、下記に基づいて不正防止対策を徹底し、この種事案の絶無を期されたい。

## 記

### 1 警察署との連絡窓口の設置等

警察署及び本部事件主管課との間において、連絡、相談及び結果の回答を行う窓口担当者を任命するなどにより、警察署等との連絡窓口を設置すること。

また、鑑定資料の授受に関しては、可能な限り複数人によるチェックを行うことができる体制を構築すること。

### 2 鑑定作業の複数人によるチェック

鑑定作業に際しては、原則として、当該鑑定を行う鑑定人以外の研究員(科学捜査研究所職員であって、当該鑑定において一定の知識を有する者をいう。)を補助者に置き、鑑定の過程の節目において、以下の事項について確認を行わせること。

なお、原則により難しい場合には、決裁の過程において、当該鑑定に精通した者を上記確認の責任者とする。

(1) 鑑定の過程における鑑定資料の同一性

(2) 鑑定の過程で作成した分析結果等の印刷物(分析結果、測定結果、グラフ、エレクトロフェログラム、質問票及び補助資料等を含む。以下「分析結果の印刷物」という。)の原本性

(3) 鑑定の過程で作成した作業記録(ワークシート及び実験ノート等を含む。以下「作業記録」という。)に記載された鑑定の一連の過程の正確性

### 3 鑑定業務遂行上の留意事項

(1) 日々の業務報告及び進捗状況の組織的把握

ア 科学捜査研究所の科長又はこれと同等の職にある者（以下「幹部職員」という。）以外の鑑定人は、業務の進捗状況（資料ごとの作業予定及び結果）をスケジューラーやメール等を利用して、毎出勤時に幹部職員に報告すること。

イ 上記アの報告を受けた幹部職員は、報告を受けた内容を毎日一覧表に入力するなどして進捗状況を自ら把握し整理するとともに、幹部職員の上司も含めた関係者間で当該一覧表等を共有すること。

(2) 分析結果の印刷物への分析月日の明示

鑑定人は、分析結果の印刷物を印刷する必要がある場合には、当該分析を行った月日を明示して印刷すること。

この場合、分析機器に分析月日を明示して印刷する機能がないときは、鑑定人は、分析結果の印刷物にボールペン等修正の有無が判別可能な筆記具を用いて手書きで当該分析月日を記入すること。

(3) ログ等の検証

幹部職員は、不定期に、無作為に抽出した鑑定書及び作業記録について、その記載内容と分析機器の使用ログ及び分析機器の電子データ（以下「電子データ」という。）の作成月日、最終更新月日、ファイルサイズ等に矛盾はないか、検証すること。

この場合、検証結果については、科学捜査研究所長まで文書で報告すること。

(4) 業務量の調整

幹部職員及びその上司は、上記(1)により把握した業務の進捗状況を踏まえ、特定の鑑定人に係る業務過多又は業務遅延が発生するおそれを認めた場合には、業務の割り振りを見直すこと。

また、長期間職場を離れる鑑定人がいる場合には、業務の進捗状況の確認及び業務の再配分を確実に実施すること。

4 決裁時における分析結果及び鑑定書等の確認

(1) 分析結果の印刷物、作業記録及び鑑定書等の一体化

鑑定人は、鑑定書等の決裁を受ける際、決裁権者に対し、分析結果の印刷物、作業記録及び鑑定書を一体のものとして提示すること。

(2) 鑑定の整合性の確認

各決裁権者は、無作為に分析結果の印刷物と電子データの突合を行い、これを実施した場合にはその結果について文書を作成し、決裁書類に追加すること。

最終決裁権者は、上記の突合を自ら行った場合を除き、鑑定人に対し、他の決裁権者からの決裁の過程における質問及び指導事項の有無を応問するとともに、分析結果の印刷物及び電子データの整合性確認の有無を報告させること。

5 身上把握の徹底

幹部職員は、鑑定人に対する随時の個別面談や日常の会話等を通じて、業務上のストレスとして感じていること及び私生活上の困り事はないかなど、身上把握を徹底すること。

## 6 正確な鑑定の重要性に関する教養の徹底

幹部職員は、鑑定人に対する随時の個別面談や日常の会話のほか、各種会議を利用するなどして、鑑定は公判等において多方面からその正確性を検証され、いささかの疑義であっても見逃されることはないことについて、教養を徹底すること。

## 7 マネジメント教養の機会の提供

幹部職員が適切なマネジメントを行えるようにするため、警務部門と連携するなどしてマネジメント教養の機会を提供し、人材育成、組織運営及び業務管理に必要な知識や技能を身につけさせること。